

議案第四十九号

港区保健所の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健所の設置に関する条例の一部を改正する条例

港区保健所の設置に関する条例（昭和五十年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「東京都港区六本木五丁目十六番四十五号」を「東京都港区三田一丁目四番十号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

みなと保健所の改築工事の終了に伴い、位置を変更するため、本案を提出いたします。